

滋賀県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.2E-4	3.4E-1	2.6E+1	26.0
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	1.2E+1	5.1E+0	1.2E+1	49.3
117	テブコナゾール				2.1E+0	2.1
139	トラロメトリン			9.2E+0	1.0E+0	10.2
140	フェンプロパトリン			3.1E+0		3.1
153	テトラメトリン	1.7E+2	2.1E+0	1.6E+2	5.7E-2	339.5
181	ジクロロベンゼン	3.3E+2	1.7E+2			498.9
225	トリクロルホン		3.6E+0			3.6
248	ダイアジノン		5.4E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.0E+2	2.6E+0	4.9E-2	104.8
252	フェンチオン	4.1E+0	5.2E+1			56.4
256	デカン酸				2.3E+0	2.3
350	ベルメトリン	1.2E+1	2.8E+1	1.2E+1	3.5E+1	87.3
405	ほう素化合物		3.5E-1	1.5E+1	1.4E+0	16.5
427	カルバリル			1.2E+2		121.8
428	フェノプカルブ			9.0E+1	9.4E+1	184.1
457	ジクlorルボス	8.0E+1	4.7E+2			553.6
合 計		6.2E+2	8.5E+2	4.2E+2	1.7E+2	2060.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等